

(実施要領) 別表2

メニュー			事業要件等
番号	区分	細目	
41	みやぎの豊かな 森林づくり支援 事業		<p>1 補助対象事業</p> <p>(1) 国庫補助事業対象地以外の区域において、森林所有者等が多様な高齢級人工林の育成のために行う間伐及び森林作業道整備</p> <p>(2) 国庫補助事業対象地以外の区域において、森林所有者等が人工林育成のために行う枝打ち</p> <p>2 補助対象経費内訳（補助基準額）</p> <p>宮城県森林整備関係補助事業標準単価表で定める標準単価に間接費率（※）を乗じて得た標準事業費の2分の1以内</p> <p>※ 間接費率は、森林環境保全整備事業の算定方法に準ずる。</p> <p>3 その他留意事項（算定方法、採択要件等）</p> <p>(1) 算定方法</p> <p>標準単価×間接費率×施工面積（又は施工延長）×1/2＝補助金（千円未満切り捨て）</p> <p>施工面積の単位はヘクタールとし、小数点第3位以下を切り捨てる。</p> <p>施工延長の単位はメートルとし、小数点第1位以下を切り捨てる。</p> <p>(2) 採択要件等</p> <p>イ 間伐</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施対象森林 26年生以上の人工林（私有林に限る）。ただし、搬出を伴わない間伐については、36年生以上の人工林（私有林に限る）。 ・間伐率 本数間伐率 20%以上 <p>□ 森林作業道整備・継続的に使用される森林作業道の開設及び改良(気象害等により被害を受け、通行不能となった森林作業道の復旧)とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮城県森林作業道作設指針及び宮城県森林作業道実施基準に適合する内容であり、かつ原則として間伐と一体的に実施されるものとする。 ・森林作業道の路面工に使用する砕石はRC-40又はC-40を標準とし、敷厚は$t=10\text{cm}$とする。なお、路面工を実施する場合は谷側に0.5mの路肩を設置するか、丸太筋工等により流出・洗掘防止対策を施すものとする。 ・森林作業道における横断排水工の設置間隔は50mを標準とする。なお、設置間隔は現地状況に応じて適宜変更できるものとする。 <p>ハ 枝打ち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施対象森林 30年生以下の人工林。ただし、間伐と一体的に行う枝葉の除去については、60年生以下の人工林。 ・実施本数 1,500本/ha以上
42	市町村提案事業	共通	<p>1 補助対象事業</p> <p>基本的にソフト事業を対象とする。ハード事業については、そのソフト事業を実施するために必要不可欠な場合にのみ対象とする。</p> <p>なお、要領第8第1項に規定する計画の承認が行われた場合に限り、最長3年の複数年度継続事業も対象とする。</p> <p>2 補助対象経費内訳</p> <p>補助対象事業の実施に要する経費</p> <p>3 補助対象外経費</p> <p>(1) 用地購入費（補償費を含む）</p> <p>(2) 公用施設の整備、維持・修繕に要する経費</p> <p>(3) 管理運営費的経費など単に負担を県に転嫁する結果となる経費</p> <p>(4) その他、地方振興事務所長が不適切と認める経費</p> <p>4 その他留意事項</p> <p>(1) 補助対象事業が地方債を財源とする場合にあっては、地方債を充当した後の市町村負担額について交付する。</p> <p>(2) 申請数については、1市町村につき1事業とする。</p> <p>(3) 住民ニーズを的確に反映するため、住民等が一定の役割を担う事業展開であることが望ましい。</p> <p>(4) 施設の整備に係る基本設計、実施設計、工事監理費については、施設の整備と不可分であると判断できるためハード事業に区分される。</p> <p>(5) 対象外事業</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 国、県及び外郭団体など他の補助制度の対象となる事業 ② 県教育委員会及び警察本部所管事業 ③ 既に着手済みの事業（ただし、前年度に実施した事業の成果等を踏まえて新たな展開で実施する事業を除く。） ④ 前年度と同じ内容を繰り返し実施することに留まる複数年度継続事業